

## 「ネット選挙解禁、止められませんか？」

平成 25 年 2 月 12 日

### ● Way25 さんからの質問

ネット選挙が解禁されるそうですが止められませんか。システムの不正やシステムの乗っ取りなど不安材料があるだけです。ブラックボックスへ投票して何の意味があるのでしょうか。

### ● 西田昌司の答え

この質問は「電子投票の危険性」についてのご指摘だと思いますが、いま議論されているネット選挙解禁とは「インターネットを選挙運動に利用可能とする」ことであり、電子投票とは関係がありません。

私はネット上で多くの動画を公開して私の考えを国民に知ってもらおうよう活動していますが、現状では選挙期間中になると新しい動画をアップ出来ませんし、ホームページ・ブログ・ツイッター等の更新も禁止されています。選挙期間中にビラなどを配ろうとすると選挙管理委員会が交付する証紙を貼る必要がありますが、紙媒体だけでなくネット媒体の情報提供も同様の考えの下、これまでは活動が制限されていました。

ネットを選挙運動に利用可能とするとなりすましの対策をどうするのか、という議論があります。例えば私の場合ですと、他人が西田昌司を名乗って私を貶める情報を流して選挙妨害することも可能です。しかし、ネット選挙を解禁しようがしまいがそのようななりすましの被害は起こり得ますし、その取り締まりもなかなか難しい状況です。逆にネット選挙を解禁することでそのような不正行為へのネット上の対処も出来ますし、コストをかけずに有権者に政策をアピールするにはネットは非常に便利なツールであり、アメリ

カなどでは既にネット選挙が解禁されています。

私はネット選挙について反対ではありませんが、政治家は選挙期間中だけでなく常に有権者への情報発信を心がけるべきと思っています。私の場合は週に5~6本の動画を「週刊西田」・「ビデオレター」・「超人大陸」といった形で公開していますが、そのような日頃の地道な広報活動が非常に重要です。

ところで、電子投票はネット選挙とは全くの別物です。現状では投票する際は投票所に行って紙に候補者や政党の名前を書いて投票箱に入れますが、これを紙ではなく投票用の端末を用意し、端末上のボタンを押して投票を行うのが電子投票です。こうすれば開票作業の手間が省けて便利ではないかと期待されるのですが、ここには大きな落とし穴があり、私には電子投票にまつわるエピソードがあります。

私は平成19年に参議院議員になりましたが、初めて臨んだ国会で電子投票に関する法案が参議院に回ってきたのです。衆議院では既に通っており参議院では継続案件になっていましたが、参議院の本会議でいよいよ通すと自民党の議員総会の中で報告されました。その時に私は真っ先に手を挙げて反対しました。

「参議院ではしっかりと審議がされておらず、法案を通すのは時期尚早である」と指摘しましたが、諸先輩方は「もう十分に審議したからその必要はない」と意に介しませんでした。そこで私は「我々はボタンを押す機械ではない。国民から選ばれた国民の代表として、まずはしっかりと審議したい」と訴え、京都府議会議員選挙で起こった事例を挙げて電子投票の危険性を説明しました。

京都府議会議員選挙において、ある自民党の候補者が一旦落選となりましたが、選挙の立会人が異議を唱えたのです。その候補者の投票用紙の束が明らかに一番多かったとの訴えなのですが、再調査の結果、単純ミスが発覚してその候補者は無事に当選することとなりました。この時は投票用紙が残っ

ていたから再調査出来たのですが、これが電子投票であったらどうなるでしょうか。電子投票のシステムに何らかのトラブルが発生して投票結果に疑いが持たれる場合、再調査しようにもなかなか難しいでしょう。この点をどうやって担保するのか、これが電子投票の第一の問題点ですが、さらに危険な第二の問題点があるのです。

衆議院の選挙制度は小選挙区と比例代表選出が併用されていますが、小選挙区で選ぶ際の候補者、及び比例代表選出で選ぶ際の政党の数はそれほど多くなく、電子投票する場合は一画面に収まるでしょう。一方、参議院の選挙制度は選挙区と比例代表選出が併用されており、選挙区で選ぶ際の候補者は少なくとも、比例代表選出で選ぶ際は政党だけでなく候補者へ投票する方法もあり、その際は何百人の候補者から選ばなければなりません。

何百人の候補者から一人の候補者を電子投票で選ばせるとなると一画面には収まらず、画面をスクロールして選択することになるでしょうが、その時の候補者の並ぶ順番はアイウエオ順になるでしょう。会社名でも「アート引越センター」や「アリさんマークの引越社」といった「ア」で始まる会社名は電話帳等で目立ちやすいのですが、同じ理由で選挙の際も前の方に並ぶ候補者が有利になります。スクロールのやり方がわからなく、勢いで目の前のたまたま知っている候補者のボタンを押してしまう人もいるでしょうし、そうするとアイウエオ順の後の方の候補者が不利になって当選の確率が低くなる危険があるのです。

私の指摘した第二の問題点はまともに議論されていなかったようで多くの議員が危機感を抱くことになり、この話が広まって結局は廃案となりました。電子投票は私の力で阻止しましたが、ネットを通じての情報発信はなりすまし等の被害が心配されるとはいつても、選挙期間中にだけ禁止してもあまり意味がなく、ネット選挙については私も特に問題意識を持っておりません。このまま法案がまともなれば今年の参議院選挙から解禁されることになります。

反訳：ウッキーさん

Copyright：週刊西田 <http://www.shukannishida.jp>